

公文書等の管理に関する法律案 新旧対照条文

(目次)

○ 国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号) (附則第四条関係)	1
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号) (附則第五条関係)	6
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) (附則第六条関係)	9
○ 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十号) (附則第七条関係)	12
○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十九号) (附則第八条関係)	13
○ 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十一年法律第 号) (附則第九条関係)	14
○ 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) (附則第十条関係)	19
○ 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号) (附則第十二条関係)	21

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 独立行政法人国立公文書館</p> <p>第一節 通則（第三条―第七条）</p> <p>第二節 役員（第八条―第十条）</p> <p>第三節 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四節 雑則（第十三条）</p> <p>第五節 罰則（第十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）</u>及び<u>公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）</u>の精神にのっとり、<u>独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項</u>を定めることにより、<u>歴史公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 独立行政法人国立公文書館</p> <p>第一節 通則（第三条―第七条）</p> <p>第二節 役員（第八条―第十条）</p> <p>第三節 業務等（第十一条・第十二条）</p> <p>第四節 雑則（第十三条）</p> <p>第五節 罰則（第十四条）</p> <p>第三章 <u>国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置（第十五条）</u></p> <p>第四章 <u>国立公文書館における公文書等の利用（第十六条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、<u>公文書館法（昭和六十二年法律第百十五号）</u>の精神にのっとり、<u>独立行政法人国立公文書館の名称、目的、業務の範囲、国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置等を定めること</u>により、<u>独立行政法人国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とする</u></p>

(定義)

第二条 この法律において「歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等をいう。

2 この法律において「特定歴史公文書等」とは、公文書等の管理に関する法律第二条第七項に規定する特定歴史公文書等のうち、独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）の設置する公文書館に移管され、又は寄贈され、若しくは寄託されたものをいう。

(国立公文書館の目的)

第四条 国立公文書館は、特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、歴史公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

(資本金)

第七条 国立公文書館の資本金は、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十一号）附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立公文書館に追加して出資することができる。

(定義)

第二条 この法律において「公文書等」とは、公文書その他の記録（国の機関において現用のものを除く。）をいう。

(国立公文書館の目的)

第四条 独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）は、第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。

(資本金)

第七条 国立公文書館の資本金は、国立公文書館法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十一号）附則第五条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立公文書館に追加して出資することができる。

- 3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立公文書館に追加して出資することができる。
- 4 国立公文書館は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（業務の範囲）

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 行政機関（公文書等の管理に関する法律第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）からの委託を受けて、行政文書（同法第五条第五項の規定により移管の措置をとるべきことが定められているものに限る。）の保存を行うこと。
- 三 歴史公文書等の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 歴史公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- 五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

〔新設〕

3 国立公文書館は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

〔新設〕

〔新設〕

（業務の範囲）

第十一条 国立公文書館は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 第十五条第四項の規定により移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。
- 二 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等（次号から第五号までにおいて「歴史資料として重要な公文書等」という。）の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的な助言を行うこと。
- 四 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

六 歴史公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、公文書等の管理に関する法律第九条第四項の規定による報告若しくは資料の徴収又は実地調査を行う。

3 国立公文書館は、前二項の業務のほか、前二項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うこと。

二 行政機関からの委託を受けて、行政文書（公文書等の管理に関する法律第五条第五項の規定により移管又は廃棄の措置をとるべきことが定められているものを除く。）の保存を行うこと。

〔削除〕

〔削除〕

五 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 国立公文書館は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、内閣総理大臣からの委託を受けて、公文書館法第七条に規定する技術上の指導又は助言を行うことができる。

第三章 国の機関の保管に係る公文書等の保存のために必要な措置

第十五条 国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、当該国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができる。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、

〔削除〕

〔削除〕

あらかじめ、国立公文書館の意見を聴くことができる。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定により移管を受けた公文書等を国立公文書館に移管するものとする。

第四章 国立公文書館における公文書等の利用

第十六条 国立公文書館において保存する公文書等は、一般の利用に供するものとする。ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の利用に供することが適当でない公文書等については、この限りでない。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 補則（第二十二条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二</p> <p>条第七項に規定する特定歴史公文書等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 行政文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 補則（第二十二条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>〔新設〕</p>

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

〔削除〕

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十二条 行政機関の長は、公文書等の管理に関する法律第七条に規定する行政文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該行政機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、前項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

二 政令で定める公文書館その他の機関において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（行政文書の管理）

第二十二条 行政機関の長は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 行政機関の長は、政令で定めるところにより行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の政令においては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十三条 〔新設〕

行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

<p>3 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十六条 (略)</p>	<p>2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。</p> <p>(施行の状況の公表)</p> <p>第二十四条 (略)</p> <p>(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)</p> <p>第二十五条 (略)</p> <p>(地方公共団体の情報公開)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十七条 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 法人文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 異議申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 情報提供（第二十二条）</p> <p>第五章 補則（第二十三条―第二十五条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 法人文書の開示（第三条―第十七条）</p> <p>第三章 異議申立て等（第十八条―第二十一条）</p> <p>第四章 情報提供（第二十二条）</p> <p>第五章 補則（第二十三条―第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの</p> <p>〔新設〕</p>

条第七項に規定する特定歴史公文書等

- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

〔削除〕

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

- 第二十三条 独立行政法人等は、公文書等の管理に関する法律第十一条第二項に規定する法人文書ファイル管理簿について、政令で定めるところにより、当該独立行政法人等の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

- 2 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示

- 二 政令で定める公文書館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

- 三 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

（法人文書の管理）

- 第二十三条 独立行政法人等は、この法律の適正かつ円滑な運用に資するため、法人文書を適正に管理するものとする。

- 2 独立行政法人等は、行政機関情報公開法第二十二条第二項の規定に基づき政令の規定を参酌して法人文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十四条 〔新設〕

- 独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示

請求をすることができるよう、前項に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

3| 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十四条 (略)

(政令への委任)

第二十五条 (略)

請求をすることができるよう、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2| 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十五条 (略)

(政令への委任)

第二十六条 (略)

改 正 案	現 行
<p>第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定は、適用しない。</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。</p> <p>③ 訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定の適用については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。</p> <p>④ 押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。</p>	<p>第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）の規定は、適用しない。</p> <p>② 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四章の規定は、適用しない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

○独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第四号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この法律において「保有個人情報」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に利用するものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第二条第二項に規定する法人文書（同項第三号に掲げるものを含む。以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>4・5 (略)</p>

○行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

年法律第

号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係（第三条―第七条の二）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章～附則（略）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係</p> <p>第三条～第七条（略）</p> <p>（公文書等の管理に関する法律の一部改正）</p> <p>第七条の二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十八条第四項中「第二十一条第二項第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。</p> <p>第二十一条及び第二十二條を次のように改める。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第二章（略）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係（第三条―第七条）</p> <p>第二節～第四節（略）</p> <p>第四章～附則（略）</p> <p>第三章 内閣府関係</p> <p>第一節 本府関係</p> <p>第三条～第七条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

(審査請求及び公文書管理委員会への諮問)

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十一年法律第 号)第八条、第十六条、第二十三条、第二章第三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。)」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁(第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。)」と、同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第七項中「あつたとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あつたとき」と、同法第四十三条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき(前条第一項の規定による諮問を要しない場合(同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。))にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合には同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若し

くは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條第二項、第二十條及び第二十條の二第一項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前條第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一條第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八條第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十條中「第十四條第三項」とあるのは「公文書管理法第十八條第四項」と、同條第一号中「開

「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十条の二第一項から第五項までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同条第一項及び第三項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第五項中「次項」とあるのは「公文書管理法第二十二條」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、行政不服審査法第六十六条中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十條の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二條第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理法第二十一條第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同法第六十七條から第七十一條までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九條中「会長又は委員に、第六十六條」とあるのは「委員に、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十條の二第一項前段の規定により提示された公文書管理法第二十七條に規定する特定歴史公文書等を閲覧させ、公文書管理法第二十二條におい

て読み替えて準用する第六十六条」と、「第六十七条第一項本文」とあるのは「公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十七條第一項本文」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十年法律第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第八十条の規定 この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日
のいずれか遅い日

二 第七条の二の規定 公文書等の管理に関する法律の施行の日又は施行日のいずれか遅い日

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十年法律第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第八十条の規定は、この法律の公布の日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

〔新設〕

〔新設〕

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十九（略）</p> <p>三十九の二 公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第 号）第二条第八項に規定するものをいう。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>四十 公文書館に関する制度に関すること。</p> <p>四十一 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十二 六十二（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三十九（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十 公文書館に関する制度に関すること。</p> <p>四十一 前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>四十二 六十二（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置</p>

かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	独立行政法人評価委員会	(略)
公文書管理委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）	(略)
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法	(略)
(略)	(略)	(略)

かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	独立行政法人評価委員会	(略)
中央障害者施策推進協議会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）	(略)
(略)	障害者基本法	(略)
(略)	(略)	(略)

改 正 案	現 行
<p>（管区行政評価局等）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）<u>第二十二條第三項の案内所</u></p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）<u>第二十三條第三項の案内所</u></p> <p>三・四（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（管区行政評価局等）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあつては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）<u>第二十三條第二項の案内所</u></p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）<u>第二十四條第二項の案内所</u></p> <p>三・四（略）</p> <p>3～5（略）</p>